

社会的養護の課題と将来像の実現に向けて

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

1. 社会的養護の現状	・ ・ ・	1
2. 社会養護の基本理念と原理	・ ・ ・	1 2
3. 施設等種別ごとの課題と将来像	・ ・ ・	1 3
4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 の充実、権利擁護など	・ ・ ・	4 4
5. 施設の人員配置の課題と将来像	・ ・ ・	6 9
6. 社会的養護の整備量の将来像	・ ・ ・	7 0
7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	・ ・ ・	7 1
8. 社会保障・税一体改革による社会保障の 充実・安定化と社会的養護	・ ・ ・	7 8

詳しくは厚生労働省ホームページの「社会的養護」のページを参照

厚生労働省トップページから、→ 分野別の政策 → 子ども・子育て支援 → 施策情報 → 社会的養護

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

平成27年3月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親		家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員 5 ～ 6 名)	
				9,441世帯	3,560世帯	4,636人			
区分 (里親は 重複登 録有り)	養 育 里 親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人	ホ ー ム 数	223か所			
	専 門 里 親	652世帯	157世帯	209人					
	養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人					
	親 族 里 親	477世帯	460世帯	674人					
						委託児童数	993人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)

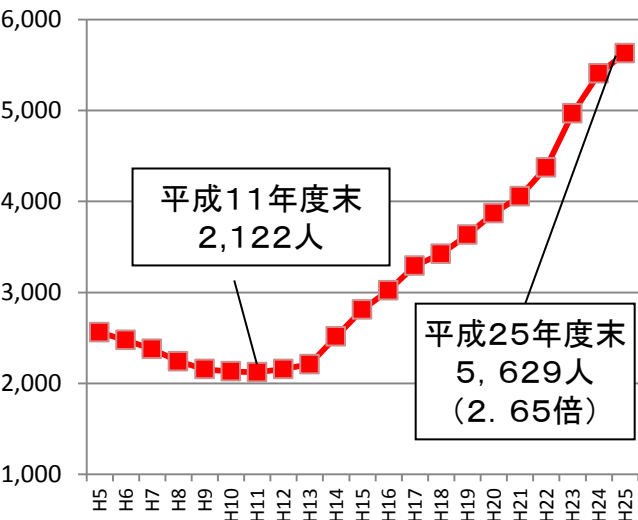
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

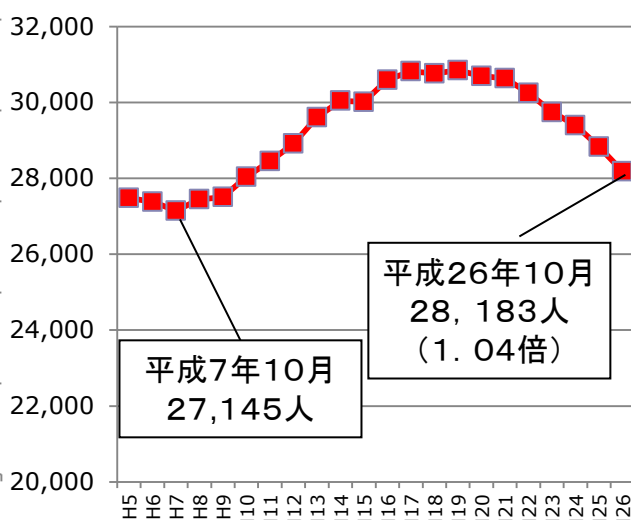
(2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

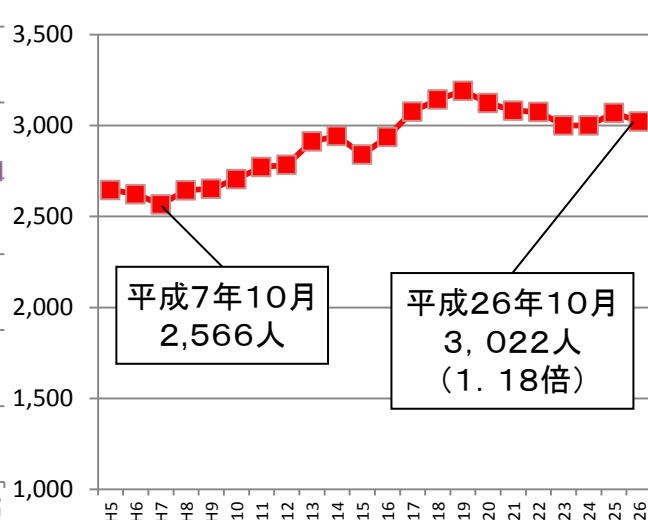
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

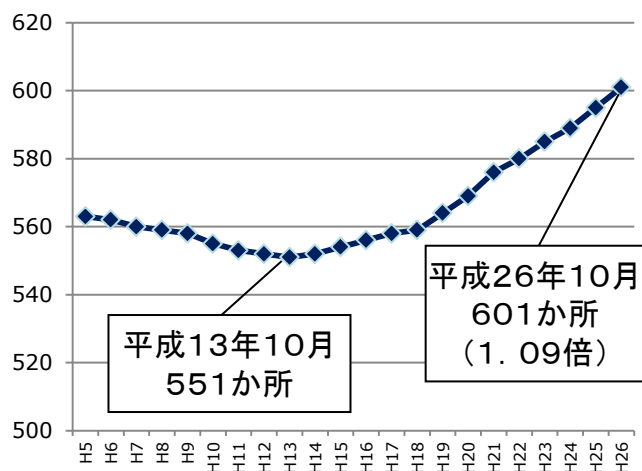


○ 乳児院の入所児童数

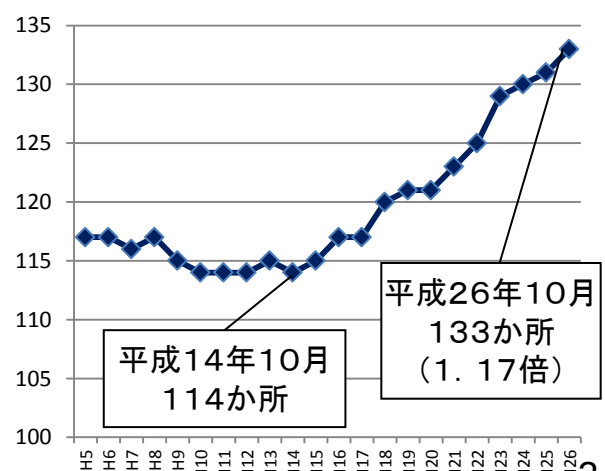


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



（参考）児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位: 人数(人)、[] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位: 人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]

	H25	H15	H4	S58
(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]

児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査

総 数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]
-----	---------------	---------------	---------------	---------------

②在籍児童の在籍期間

単位: 人数(人)、[] 構成割合(%)

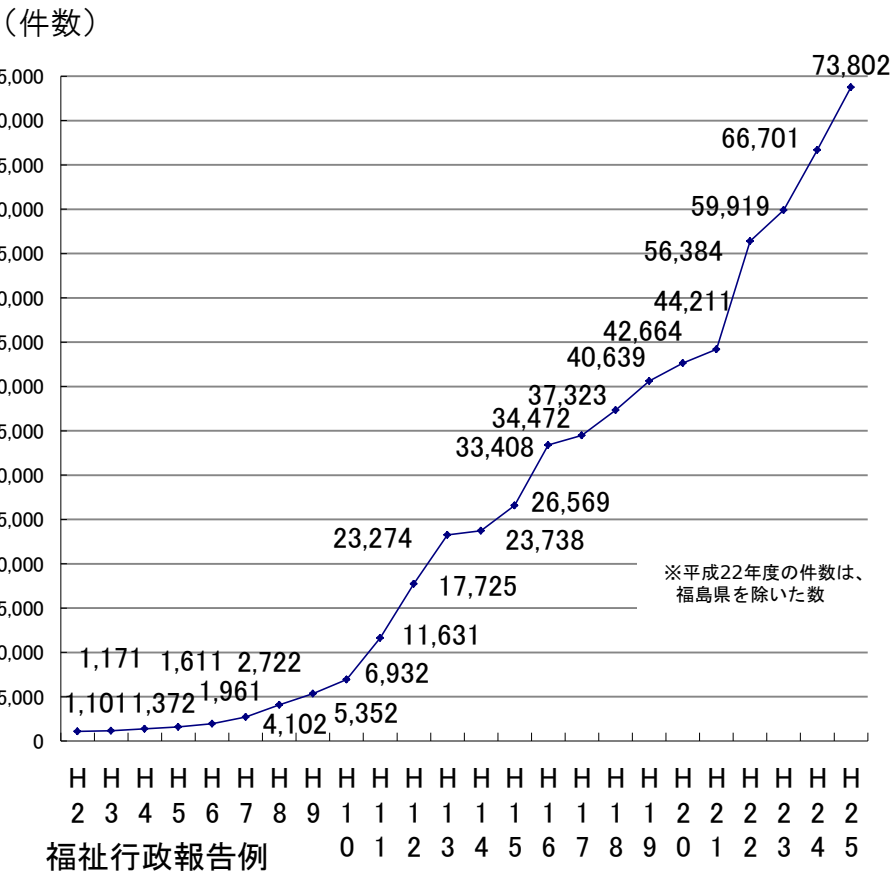
	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注) 総数には期間不詳を含む。

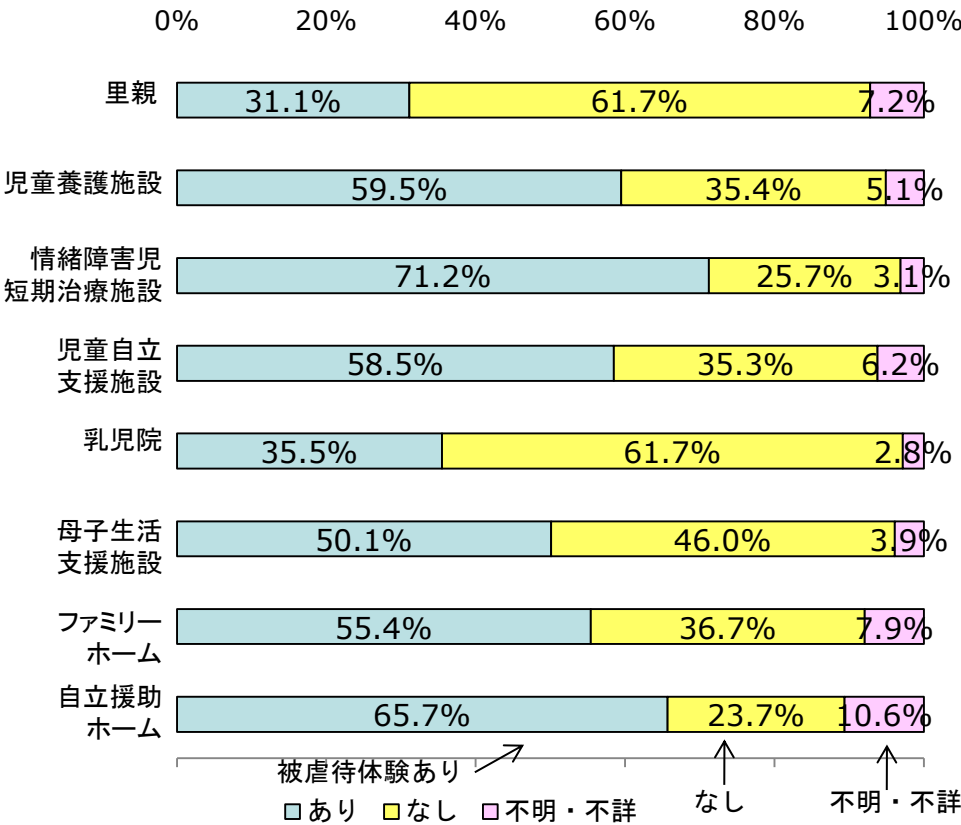
(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。



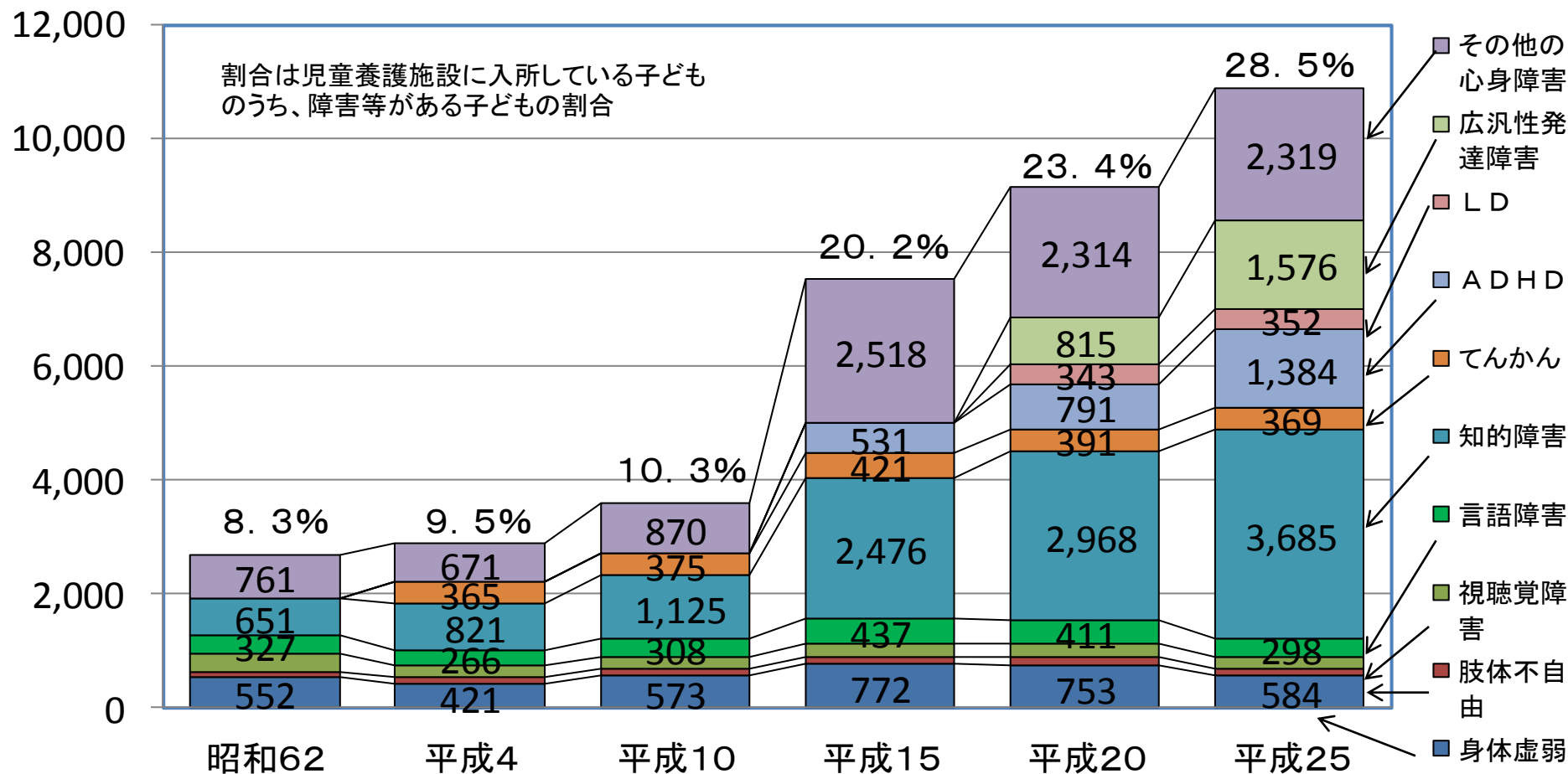
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(5)児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	104 (17.3%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	100 (16.6%)
～ 70	64 (10.6%)
～ 80	49 (8.2%)
～ 90	26 (4.3%)
～ 100	18 (3.0%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	4 (0.7%)
総 数	601 (100%)

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

(6) 児童養護施設の形態例

大 舎 制 の 例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室(個室)
脱衣場		児童居室(個室)
浴 室		児童居室(個室)
宿直室		児童居室(個室)

- ・ 児童数 20 名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リ ビ ン グ 兼 食 堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風 呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数 6 ～ 8 名
- ・ 原則個室、低年齢児は 2 人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

(7) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親手当 養育里親 72, 000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123, 000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

里親に支給される手当等

一般生活費 乳児 56,440円、乳児以外48,950円
(食費、被服費等。1人月額)(平成26年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

(8) 里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇

○少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

里親等委託率

(9) 都道府県市別の里親等委託率の差

6 9 都道府県市別里親等委託率（平成 2 5 年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 1 5 . 6 %

最小： 6 . 2 % （秋田県）

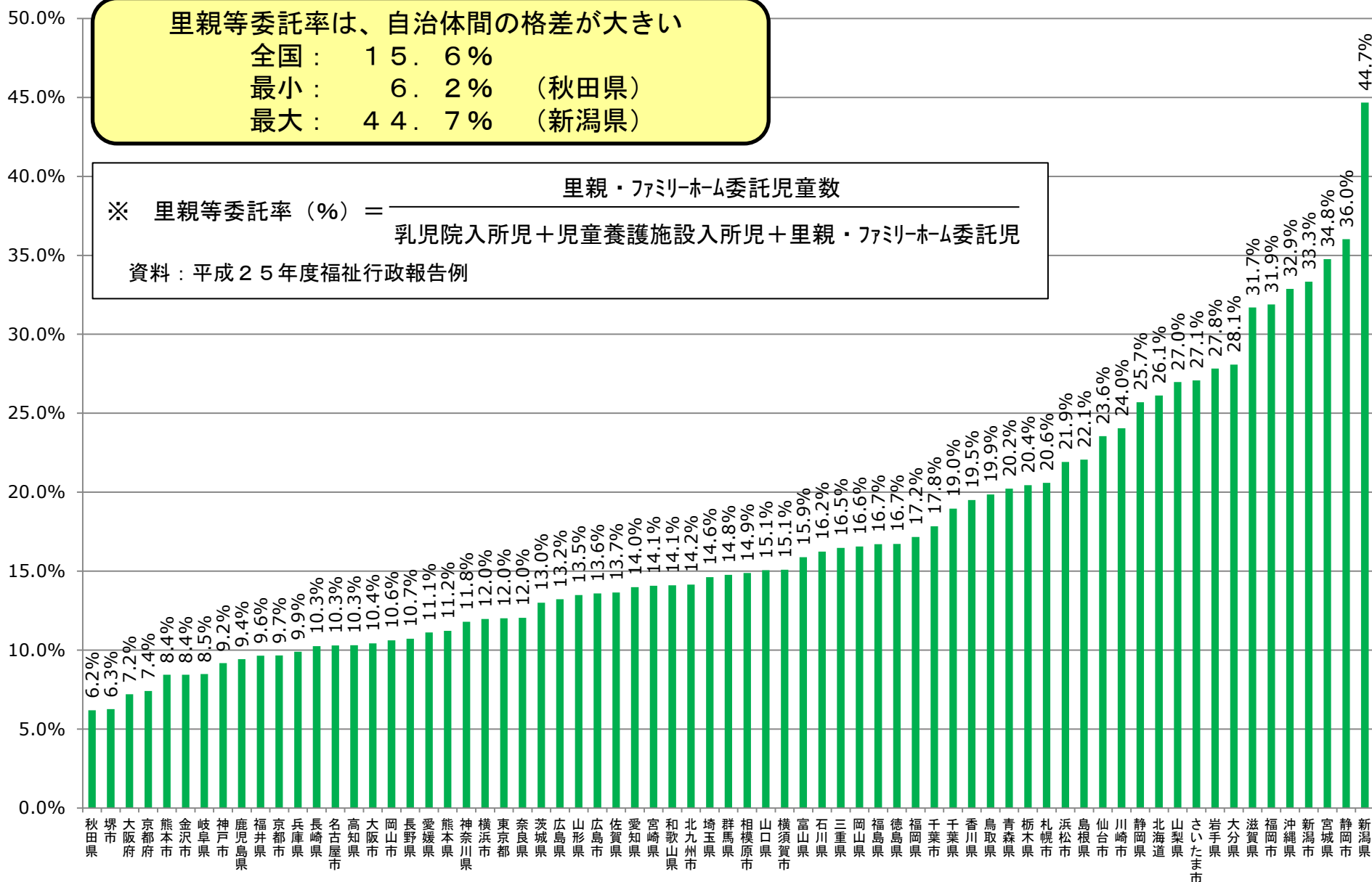
最大： 4 4 . 7 % （新潟県）

里親・ファミリーホーム委託児童数

※ 里親等委託率（%）＝

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

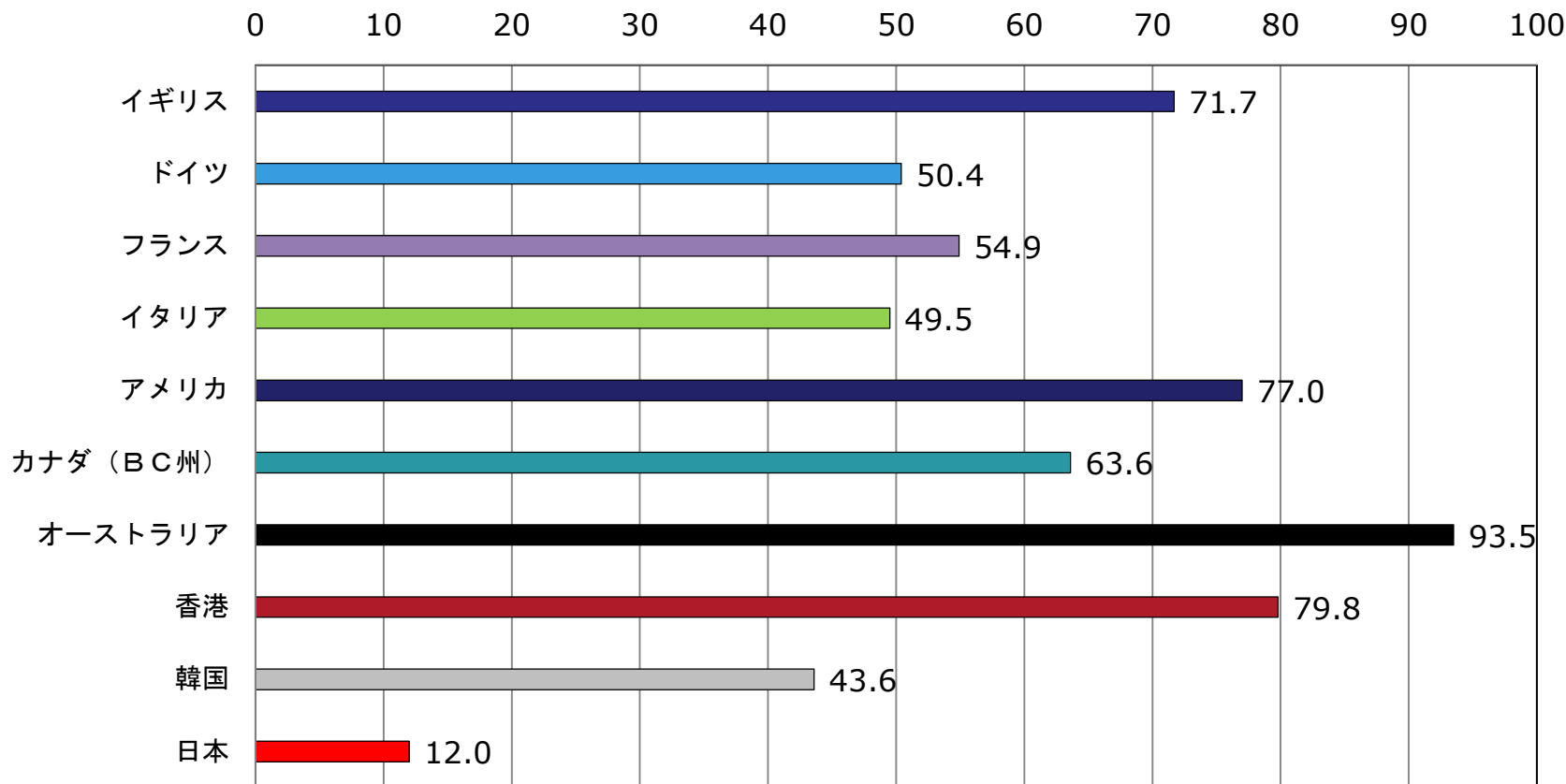
資料：平成 2 5 年度福祉行政報告例



(10) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2010年前後の状況）（％）



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

※ 日本の里親等委託率12.0％は、平成22年度末（2011年3月末）

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

2. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ②社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。
また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

3. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

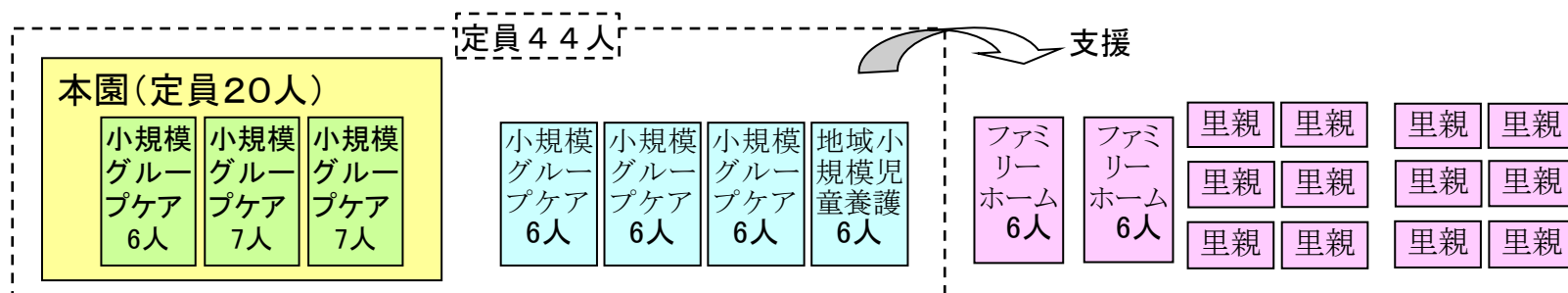
①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



【児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度】（「平成24年9月児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」より抜粋）

(1) 小規模グループケア

- 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外で行うもの（分園型小規模グループケア）
- 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
- 本来の基本的配置に加算：・児童指導員又は保育士1人・管理宿直等職員1人分（非常勤）・年休代替要員費等

(2) 地域小規模児童養護施設

- 定員6人
- 人員配置：・児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能）・管理宿直専門員1人分（非常勤）・年休代替要員費等

(3) 賃借費加算

- 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

(4) その他の措置費関係

- 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。

(5) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
- 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

(6) 安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義 ・ ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

○職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。

○ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。

○人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
○小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
○大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。

○家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
○従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

小規模化を推進する取り組み例



○職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。



○小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
○施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。



○スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
○施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。



○非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
○施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

児童養護施設における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例 1	神奈川県	旭児童ホーム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例
事例 2	東京都	二葉学園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 3	高知県	若草園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と1棟2グループを2棟設置。1グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 4	秋田県	聖園天使園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を2か所増設する事例
事例 5	福島県	堀川愛生園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 6	神奈川県	春光学園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例

注：養育形態として、「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13～19人)、小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合
0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1(→4:1)
3歳以上4:1(→3:1)
3歳未満2:1

* () は27年度予算案

601か所
定員33,579人
現員28,183人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所
定員3,872人、現員3,022人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを
活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直
26年度298か所→31年度目標390か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア)

(分園型)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6～8人(乳児院は4～6人)

職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→
31年度目標1,870か所(乳児院等を含む)

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育
を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者
合わせて3人

25年度223か所
→31年度目標
520か所
→将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に
委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	9,441世帯
うち養育里親	7,489世帯
専門里親	652世帯
養子縁組里親	2,706世帯
親族里親	477世帯

委託里親数 3,560世帯
委託児童数 4,636人

→31年度目標
養育里親登録9,800世帯
専門里親登録 850世帯

里親等
委託率 = $\frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$

26年3月末 15.6% →31年度目標 22%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する
児童等が共同生活を営む住居に
おいて自立支援

26年度118か所
→31年度目標190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

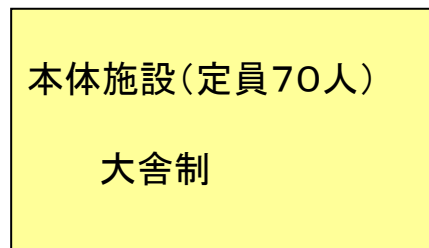
登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ

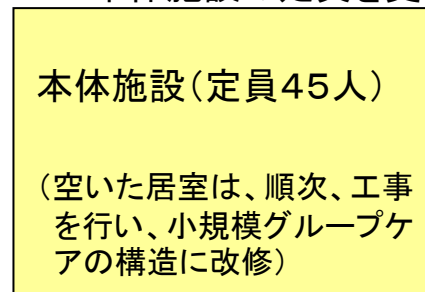
児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

①現状（定員70人大舎制の例）



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本体施設の定員を更に引下げ



小規模グループケア
6人

地域小規模児童養護
6人

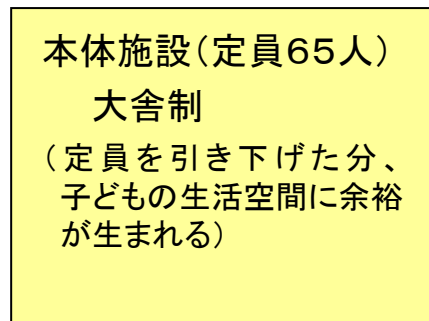
地域小規模児童養護
6人

ファミリーホーム
6人

里親
里親
里親
里親
里親
里親

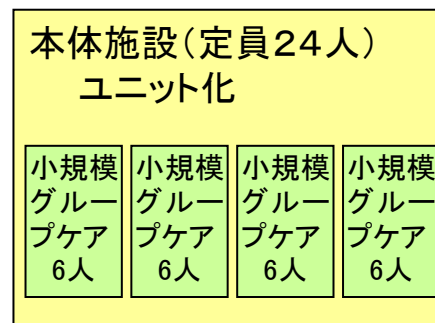
②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本体施設の定員を5人程度引下げ



地域小規模児童養護
6人

④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒本体施設の定員をさらに引下げ



小規模グループケア
6人

小規模グループケア
6人

ファミリーホーム
6人

里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親

※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）が45人以下の場合が、手厚くなっている。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・ 都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・ 家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・ 家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

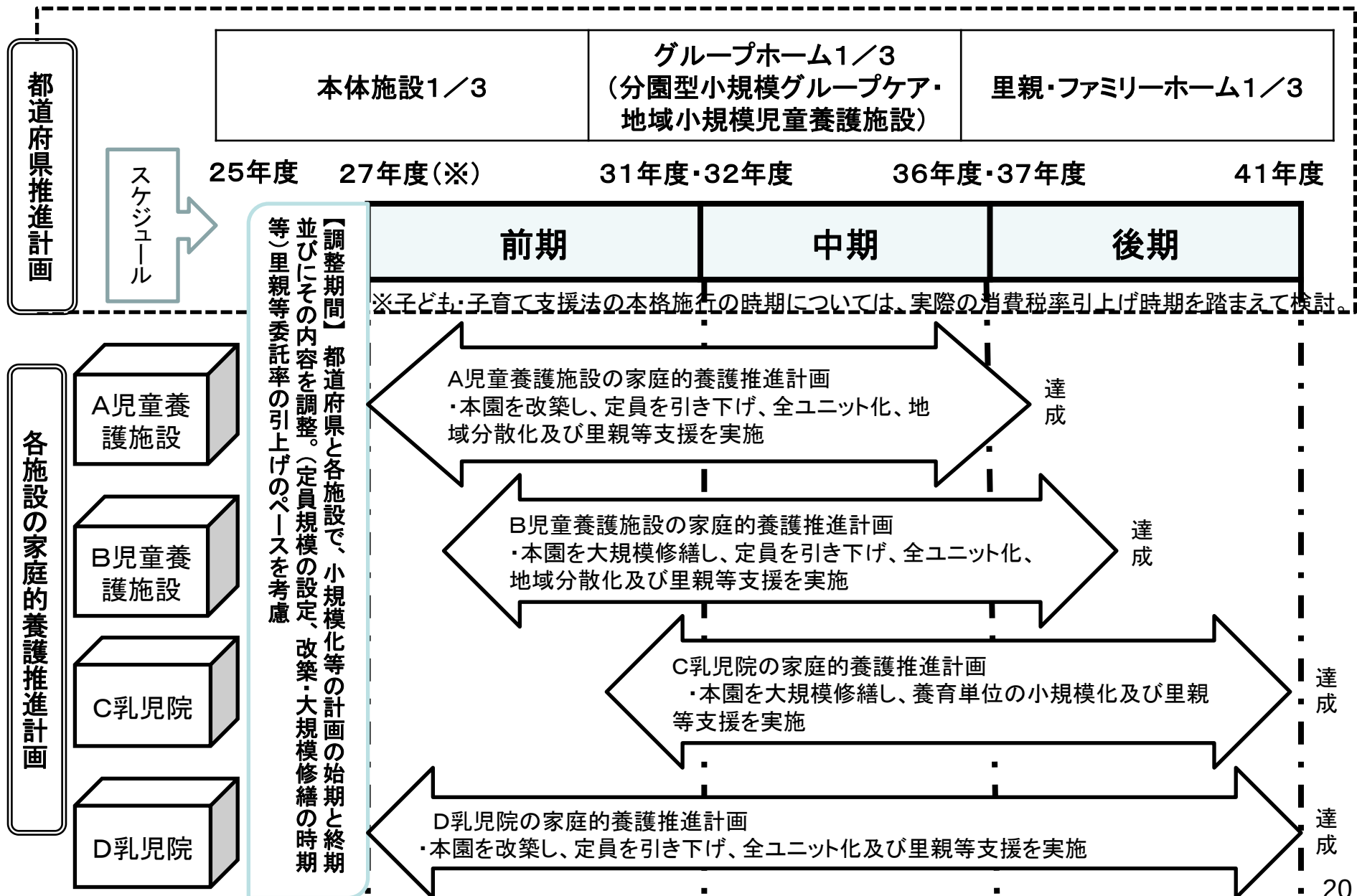
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・ 推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・ 平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・ 指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ～計画の策定状況～

○計画の現状について

	自治体数
1 計画の策定に着手している	37
2 計画の策定を検討している	22
3 計画の策定を検討していない	0

○委員会の開催状況について

	自治体数
1 計画策定のために委員会を開催している	27
うち都道府県児童福祉審議会の中に設置	6
うち地方版子ども・子育て支援会議の中に設置	7
うち新たに委員会を設置	10
2 計画策定のための委員会を開催していない	32

○計画完成時期について

	自治体数
平成26年8～12月	21
平成27年1～3月	38

※対象自治体69(都道府県47、指定都市20、児童相談所設置市2)のうち、59自治体から回答を得た。
(一部の指定都市、児童相談所設置市は各府県から回答)

都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ～現状の課題～

○都道府県推進計画策定に当たっての現在の課題について

	自治体数
1 人口減少と社会的養護需要量のバランスが難しい	25
2 離島や過疎地にある施設の小規模化を進めるにはどうしたらよいか分からない	3
3 大都市部で建物の取得が困難でどのようにしたらよいか分からない	9
4 施設と計画について議論しているが、施設の方針と計画の趣旨が必ずしも一致しない	26
5 その他	33

※重複回答あり

○その他の主な内容

- ・ 改築したばかりの施設があり、大幅な定員規模の縮小に伴う施設整備の見通しが立たない。
- ・ 本体施設に委託する児童数を全体の1／3にするためには大幅な定員削減が必要となるため、それに伴う措置費の削減等が施設の経営を圧迫してしまう。

財源の
課題

- ・ 本体施設における小規模化やグループホーム化の実現には職員の確保や職員のスキルアップが必要不可欠だが、職員の公募をしても人が集まらず、人材の育成も図れない。

人材の
課題

- ・ 里親の高齢化や児童とのミスマッチング等により、里親委託がなかなか進まない。
- ・ 長い期間、里親等委託よりも施設委託を優先していた風潮があったため、里親開拓を積極的に行う気運が高まりづらい。

里親等
の課題

都道府県推進計画進捗状況調査(H26.5調査)結果 ～課題への対応～

○課題についての対応方法等について

財源について

- ・ 施設運営等に関する自治体単独の補助を検討する。
- ・ FHを開設する場合などに、措置費(家賃)の上乗せを行う。
- ・ 整備時期が重ならないよう調整するとともに、財政部局に対し事前に計画の説明を行う。

人材の育成

- ・ 児童相談所・施設職員のキャリア育成や、登録里親の養育力向上などの社会的養護に携わる総合的な人材育成をテーマとした関係機関等によるワーキンググループを開催する。
- ・ グループホーム設置を促進するため、各施設におけるノウハウの共有や専門性の向上に向けた職員研修等を支援する。
- ・ 施設職員の質の向上を図るため、若手・中堅職員の表彰を行う。

里親等委託の推進

- ・ 望まない妊娠等の事例を里親委託に結びつけるため、医療機関への周知・啓発を図る。
- ・ 民生委員・児童委員、保育士等を通じた里親制度の周知を行う。
- ・ フォーラム等市民参加型の里親制度の普及活動や里親による一般向けの相談会等を実施し、里親制度等の啓発を図る。
- ・ 子どもを預ける前の保護者向けリーフレットや里親養育の紹介VTR作成。
- ・ 未委託里親等の資質向上や子どもへの理解を深めることや児童の家庭生活体験を目的として、長期休み等に未委託里親等の家庭に施設入所児童を受け入れる養育体験事業を実施。
- ・ 研修や交流会等里親と接触する機会を増やし、児童相談所や里親支援専門相談員が書類上では確認できない里親の養育意識等を把握する。
- ・ 施設の里親支援専門相談員や、里親の会に配置した里親訪問支援員等と連携した家庭訪問等による相談体制の充実を図る
- ・ 施設のFSW向けに里親委託の支援体制についての説明会を行い、施設との協力体制の構築に努める。
- ・ NPO法人への里親支援事業の委託を行っている。

施設の小規模化について（試算：月額）

※平成24年11月30日雇児発1130第3号雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」における「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」P13の①施設の全体の構成の標準的な姿より

施設種別	定員	事務費		
児童養護施設	68人	132,180円	× 68人	= 8,988千円

※事務費は26年度単価（その他地域）を使用

小規模化

施設種別	定員	割合	事務費		
児童養護施設	20人	29.4%	(※1)	(※2)	
小規模グループ（本園型3か所） ・7人×2カ所、6人×1カ所			171,310円	× 38人	= 6,510千円
小規模グループ（分園型3か所） ・6人×3カ所	18人	26.5%	13,500円	× 38人 × 3カ所	= 1,539千円
地域小規模（1か所）	6人	8.8%	201,530円	× 6人	= 1,209千円
小計	44人	64.7%	計 10,797千円		
里親・ファミリーホーム	24人	35.3%			
計	68人	100.0%			

※1 職員数は、児童の年齢別加算等を含んでいない。

※2 本体施設（20人）＋小規模グループケア（18人）＝38人

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- 子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
→平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。
→平成27年度予算案で基本配置の引上げ(1.6:1→1.3:1)等を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

乳児院における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例 1	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例
事例 2	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム かがやき	小規模グループケアを1グループ実施している事例
事例 3	神奈川県	ドルカス ベビーホーム	小規模グループケアを本体1グループ、併設施設1グループで実施している事例
事例 4	愛知県	竜陽園	併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定。

○本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(平均在所期間2.1年(H25.2))で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。(平成22年10月全情短調査)

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在38カ所。平成31年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
 - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1→7:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
 - 平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
 - 情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2）

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが59%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが47%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
 - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
 - 平成27年度予算案で基本配置の引上げ（定員30世帯以上の施設の母子支援員4人配置等）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用する場合が多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
 - 平成27年度予算案で退所後の社会的自立につなげる学習支援を充実
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
 - 平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で44.7%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の実施

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等



里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる等

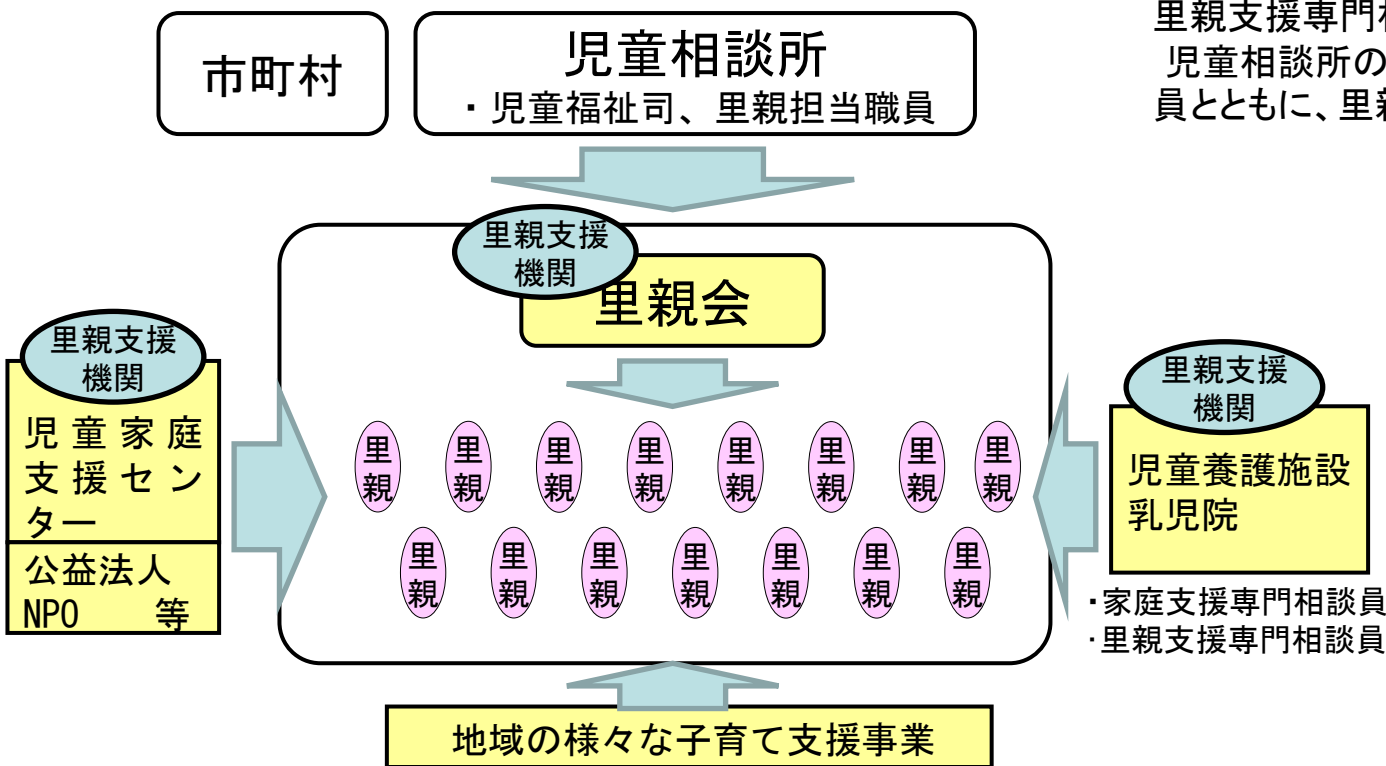
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし等

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、
里親支援専門相談員を設置し、
児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進
員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



里親支援機関事業	
実施主体 ・ 都道府県・指定都市・児相設置市 ・ 里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

里親支援専門相談員の配置状況(平成24年11月、平成25年10月、平成26年10月)

- ・里親支援専門相談員は、2年間で約3倍の配置状況
- ・将来は、すべての児童養護施設、乳児院に配置(約700人)

		里親支援専門相談員配置数(か所)								
		乳児院			児童養護施設			合計		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
1	北海道			1	3	5	6	3	5	7
2	青森県			3		3	5		3	8
3	岩手県				1	1	1	1	1	1
4	宮城県					1	1		1	1
5	秋田県			1						1
6	山形県				1	2	3	1	2	3
7	福島県									
8	茨城県		2	2	1	2	3	1	4	5
9	栃木県	1	2	3	2	5	6	3	7	9
10	群馬県				3	3	3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	3	2	10	20	3	12	23
12	千葉県				4	5	8	4	5	8
13	東京都	6	9	9	14	22	22	20	31	31
14	神奈川県	1	2	2	3	9	10	4	11	12
15	新潟県									
16	富山県									
17	石川県						2			2
18	福井県				1	1	1	1	1	1
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	2	2	2
20	長野県									
21	岐阜県		1	2		4	8		5	10
22	静岡県				2	3	4	2	3	4
23	愛知県	1	2	4				1	2	4
24	三重県		1	3		2	9		3	12
25	滋賀県	1	1	1	1	2	2	2	3	3
26	京都府		2	2		1	1		3	3
27	大阪府	3	4	4	9	16	20	12	20	24
28	兵庫県			1	4	5	5	4	5	6
29	奈良県					2	2		2	2
30	和歌山県			1			1			2
31	鳥取県	2	2	2	1	2	2	3	4	4
32	島根県									
33	岡山県						1			1
34	広島県				1	2	3	1	2	3
35	山口県	1	1	1	5	6	6	6	7	7

		里親支援専門相談員配置数(か所)								
		乳児院			児童養護施設			合計		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
36	徳島県			1	1	1	1	1	1	2
37	香川県					1	1		1	1
38	愛媛県									
39	高知県	1	1	1			2	1	1	3
40	福岡県	3	3	3	4	7	10	7	10	13
41	佐賀県		1	1	1	3	4	1	4	5
42	長崎県	1	1	1	2	2	4	3	3	5
43	熊本県				2	5	6	2	5	6
44	大分県	1	1	1	4	7	9	5	8	10
45	宮崎県				1	1	1	1	1	1
46	鹿児島県			2		1	8		1	10
47	沖縄県		1	1	2	2	2	2	3	3
48	札幌市	1	1	1	2	2	2	3	3	3
49	仙台市			1			1			2
50	さいたま市			1			1			2
51	千葉市					1	3		1	3
52	横浜市		3	3					3	3
53	川崎市			1	1	1	3	1	1	4
54	相模原市			1		1	2		1	3
55	新潟市									
56	静岡市					1	1		1	1
57	浜松市					1	1		1	1
58	名古屋市		1	1		1	1		2	2
59	京都市		1	2		4	7		5	9
60	大阪市	2	3	4	2	6	9	4	9	13
61	堺市				2	4	4	2	4	4
62	神戸市		3	3					3	3
63	岡山市						1			1
64	広島市	1	1	1	1	1	1	2	2	2
65	北九州市				1	1	1	1	1	1
66	福岡市		1	2		1	1		2	3
67	熊本市	1	1	1	1	1	3	2	2	4
68	横須賀市									
69	金沢市									
合計		29	55	79	86	171	246	115	226	325

※雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。
社会的養護の社会化 がはかれる。

児童相談所

○児相職員の意識の変化
「まず里親を探そう」
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、里親委託は大変。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

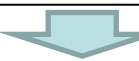
NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「**子どもの最善の利益を確保する**」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。



○**里親委託の成功体験を共有**。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「**里親委託の成功体験**」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、**組織的に里親委託を推進した**。



○**施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に**。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から**里親制度説明会を全市町村で継続的に開催**。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。**真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける**。併せて市町村へ継続的にアプローチ。



○**里親支援を丁寧に行う**。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○**里親の社会的養護の担い手としての意識を高める**。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

里親支援専門相談員の取組事例

大分県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が定期連絡会により一貫した支援

児童相談所職員と里親支援専門相談員が週に1回定期連絡会を持ち、情報共有、家庭訪問の計画調整、ケース報告などを行っている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、里親支援専門相談員の研修的な役割も担っている。

今年度は、定期連絡会で、里親更新研修で行うロールプレイ「関わり方の悪い例、好ましい例」を検討し、研修では里親支援専門相談員が里親役、子ども役を演じる取り組みを行っている。

神奈川県取り組み

施設による里親支援をベースに、里親支援に関わる検討会で役割分担を行うとともに、里親支援専門相談員の研修等の実施

神奈川県では昭和43年から児童養護施設による里親の養育支援を開始し、施設と里親の交流が図られている。このような中里親支援専門相談員制度ができたので、里親支援専門相談員配置の作業はスムーズに行われた。

旧来から里親支援を行う施設と児童相談所との連絡会議をベースに、県の担当課が里親支援専門相談員を含めた里親支援に関する検討会を立ち上げ、その活動内容やそれぞれの機関の役割分担等を検討。県担当課が企画し、里親支援専門相談員や里親相談員（ベテラン里親による当事者支援）、里親支援を行う施設向けの研修会を開催するなど、活動促進を図っている。

千葉県の取り組み

支援体制の構築を目指した里親支援検討会を立ち上げ、共通理解をつくるとともに、里親応援ミーティングを実施

千葉県では平成24年度に児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会を「里親支援検討会」と位置づけ4回実施し（4か所の里親支援専門相談員が参加）、「（仮称）千葉県里親支援マニュアル～里親子関係不調による措置変更ゼロを目指す～」の案をまとめた。また、中央児童相談所では「不調による措置変更ゼロ」を目指し、子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開いている。

山梨県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が情報共有して里親支援を行う

児童相談所が里親支援専門相談員に対して、専用のファイルを用意し、里親支援に必要な情報を提供している。里親支援専門相談員は、家庭訪問等の前に必ず情報を確認。また、里親にも委託された子どものものについて里親用のファイルが用意されている。県内2名の里親支援専門相談員は里親から求められて、自立支援計画等にある専門用語を説明するなど、ファイル中の情報の理解を援助する。児童相談所、里親、里親支援専門相談員間で情報の共有を図り、スムーズに連携を図れる仕組みにしている。

里親支援機関の取組事例

滋賀県：乳児院・児童養護施設を持つ里親支援機関「小鳩会」の取組み

里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、里子の心理的ケアを行い、里親や子どもの集まる機会を提供する支援を行う

小鳩会では里親委託等推進員の他に、里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、被虐待児を養育する里親へ助言するとともに、里親里子の関係性把握、里子の心理状態把握と心理的ケアを行っている。里親支援の重要な役割はコーディネートであるとして、里親には「ピア・カウンセリング」等を実施、思春期の女兒には集団療法を取り入れた支援を実施している。また、「施設入所児童ホームステイ事業」をコーディネートし、子どもの家庭体験の機会とするとともに、新規里親の開拓にも効果を上げている。

東京都：「二葉乳児院」の取組み

児童相談所に里親委託等推進員を派遣し、密接な連携を行うとともに、外部スーパーバイザーによる指導を受けて里親支援を行う

東京都では児童相談センター（中央児童相談所）にて、平成20年度に里親支援機関事業のモデル事業を二葉乳児院に委託して開始した。平成24年度からは都内11の児童相談所全域で、4つの民間団体に里親支援機関事業を委託している。二葉乳児院は4か所の児童相談所で委託を受けている。4名の里親委託等推進員は傾聴やともに考えるという姿勢に加え、里親からの相談内容に応じて、他の社会的資源と繋げるソーシャルワークを行っている。また、月1回のグループ・スーパービジョンにおいて、実践の振り返りと課題の整理をするとともに、お互いの専門性から学び、次への取り組みに視点を向けることに役立てている。また、里親の集まりのコーディネートや家庭訪問、養子縁組里親に着目した事業など、幅広く事業に取り組んでいる。

和歌山県：乳児院内にある里親支援機関「なでしこ」の取組み

里親への研修や施設の子どもの家庭体験の機会を作るなどの支援を行う

和歌山乳児院内に開設された「なでしこ」は平成24年から和歌山県の里親支援機関事業を受託するとともに、和歌山県里親会の事務局も引き受けている。乳児院の院長は養育里親、里親委託等推進員（なでしこでの職名は里親支援員）は専門里親という里親制度への理解のもとで、里親に施設職員とともに受ける研修を年間10回企画開催し、施設職員と里親の交流の場及び社会的養護の子どもたちの養育の技術向上を図る場を提供している。

また、施設の子どもたちに家庭体験の機会を提供する「なでしこセカンドファミリー」を平成25年から開始し、子どもたちと地域の一般家庭と繋ぐ試みを行っている。

(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

- ・ 少子化社会対策大綱では、平成31年度までに520か所を整備（平成26年3月現在223か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。
→平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

ファミリーホーム事例集について

【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）
子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論を行っている。

【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下ような内容を取りまとめた。
 - ①ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、
具体的に明示したこと。
 - ②ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基づき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
 - ③ファミリーホームそのものの課題だけでなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
 - ④今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係者、
施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

ファミリーホームについての主な考え方



ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたもの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。

ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。



児童養護
施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

- ・ 少子化社会対策大綱で、平成31年度までに190か所を整備（平成26年10月現在118か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・ 自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・ 本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・ 虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・ 平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・ 借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

④20歳以降のアフターケア

- ・ 20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・ 一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。
→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定
→平成27年2月に評価基準を改定

施設運営ハンドブックの作成

1. 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
- 2 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
- 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）
 - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
 - ・ 乳児院： ◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
 - ・ 情緒障害児短期治療施設： ◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
 - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
 - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

児童養護施設運営ハンドブック 運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

乳児院運営ハンドブック 全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック 今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向けに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

児童自立支援施設運営ハンドブック 全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

母子生活支援施設運営ハンドブック 運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

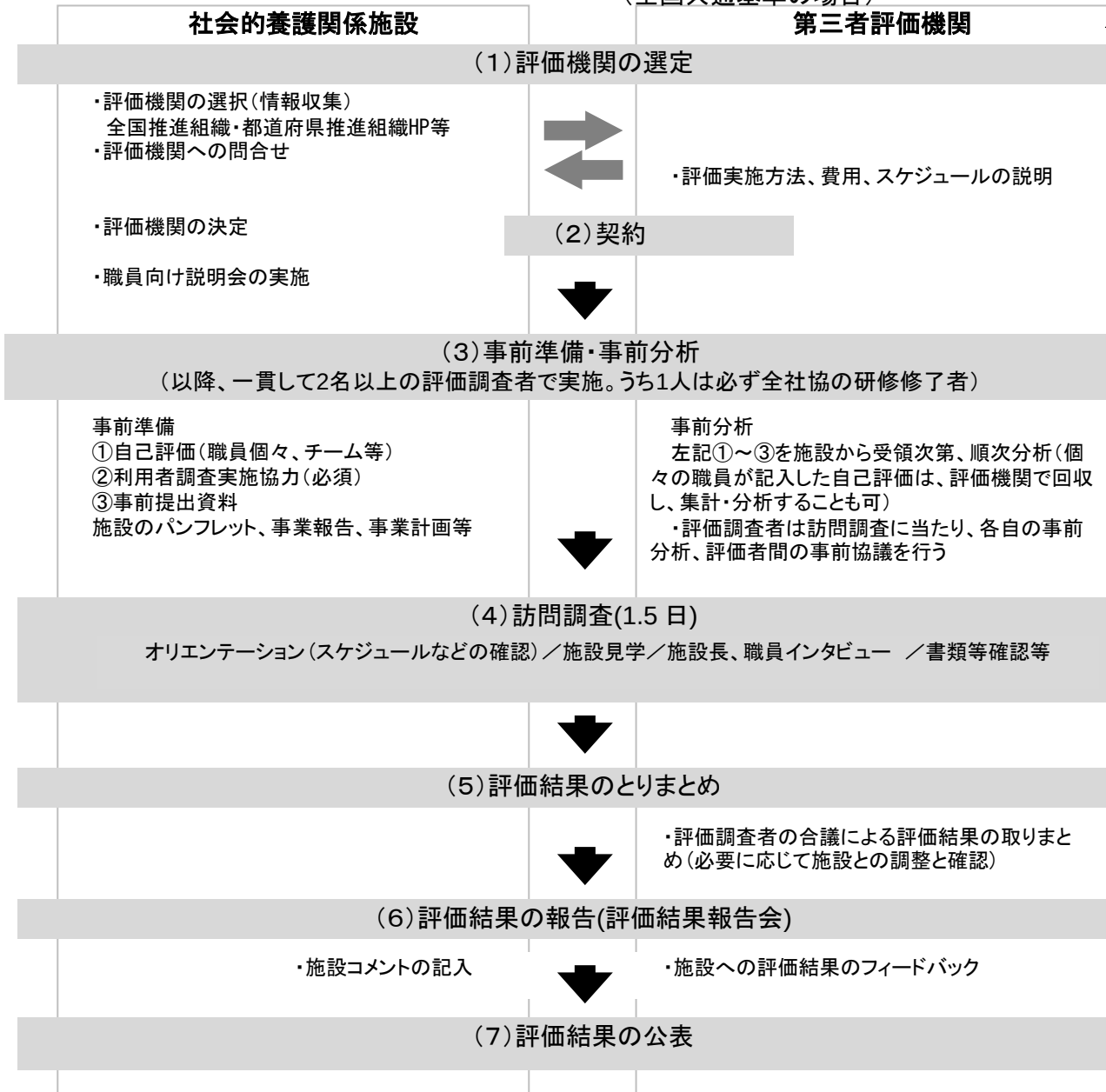
社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b c の3段階評価で示されるが、a 評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b 評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。
公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本となります。

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

第三者評価受審完了状況集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児 短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
52	221	322	12	51	67	1	18	19	6	13	39	17	71	154	1063
595			130			38			58			242			

H24	88	※1 平成27年2月28日現在の受審結果（3月は見込み）である。
H25	374	※2 第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。
H26	601	※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

第三者評価機関全国推進組織認証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直し

○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多い。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。

等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- ・施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

- ・平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ(案)

【小規模化及び家庭的養護の促進 「社会的養護の課題と将来像」 (平成23年7月)】

○ 専門性を持つ人材の育成が喫緊の課題

・社会的養護の質及び量を確保するためには、その担い手となる人材を確保し、専門性の向上を図るため、計画的に育成する体制の整備が必要

⇒ **子育て支援員専門研修(社会的養護)は社会的養護への入口：社会的養護の基本的知識等をもつ人材層の充実**

家庭的養護の推進における課題

小規模化の課題

- (a) 職員がひとりで多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- (b) ユニット内できごとが周囲に伝わりにくい。
- (c) 職員に調理や家事の力が求められる。

→ 小規模での支援スキルをもつ人材の不足

<里親委託の役割>

- (a) 自己肯定感・基本的信頼感の獲得
- (b) 家庭生活を築くモデルにできる
- (c) 社会性を養い、生活技術を獲得

→ 里親の不足

小規模化の意義

家庭的養護と個別化の推進による「あたり前の生活」

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てる。

人材の確保と専門性の向上が喫緊の課題

<ファミリーホームの整備促進>

**H26までに140力所
将来は1,000力所**

→ 養育補助者の確保が困難

「子育て支援員研修」

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等の参画を促進

→ 子ども・子育て及び社会的養護に関する基本的理解を持つ人材層の拡充

施設長
専門里親
(更新)

中堅職員・
専門職員・
専門里親

新人職員
(児童指導員)・
新規里親

資格取得・経験年数・
指定された研修受講等

社会的養護における
知識・経験等を強化

キャリアアップの具体的道筋

社会的養護への入口

子育て支援員専門研修 (社会的養護) 修了者

(活用例)
ファミリーホームの養育補助者
里親や施設の補助的な支援者 等

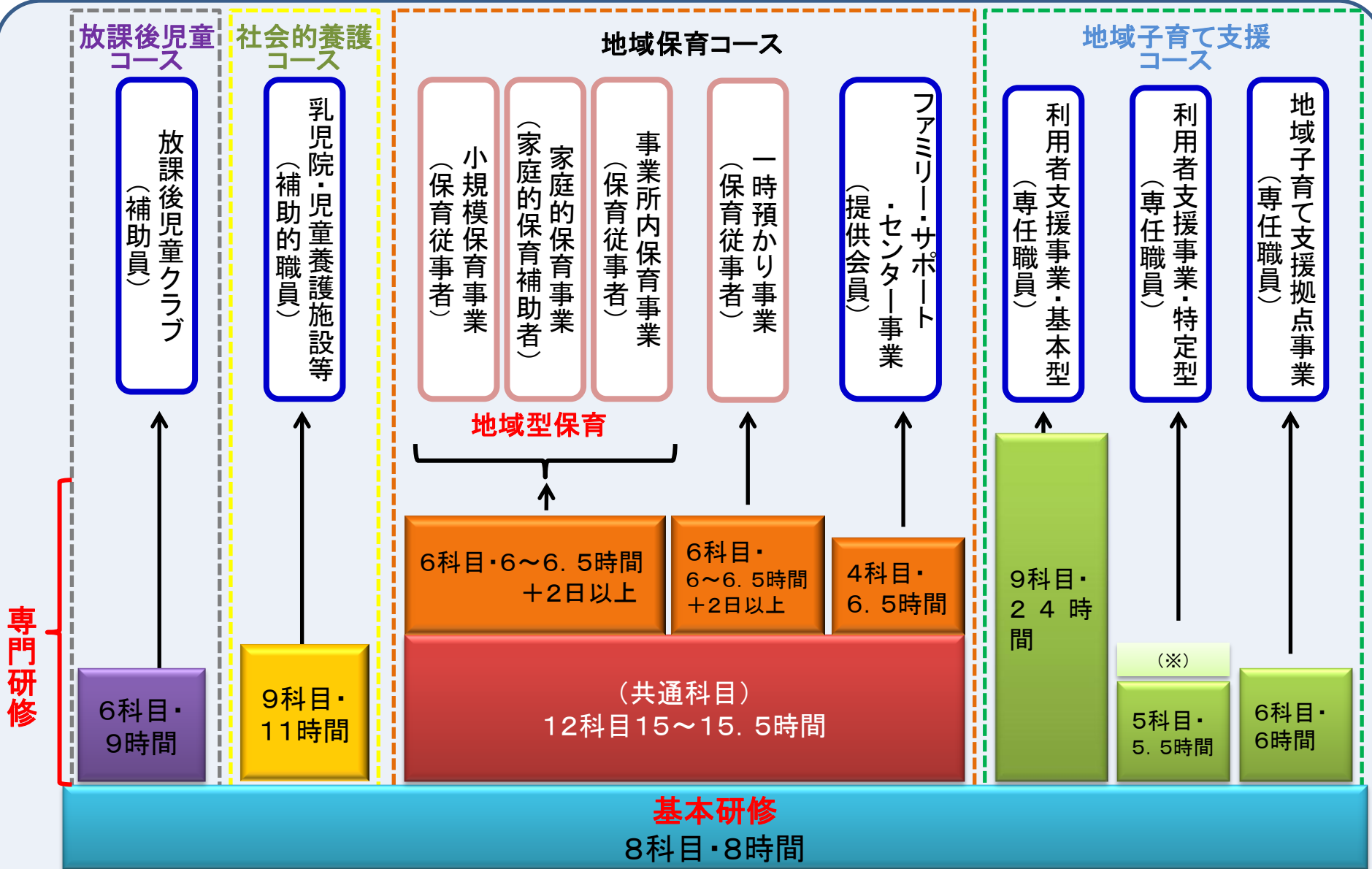
子育て支援員
基本研修 修了者

保育・子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等

施設等の小規模化と施設機能の地域分散化による
家庭的養護の推進

「社会的養護の課題と将来像」

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間に研修を受講することで従事可。

「子育て支援員」研修について

趣 旨

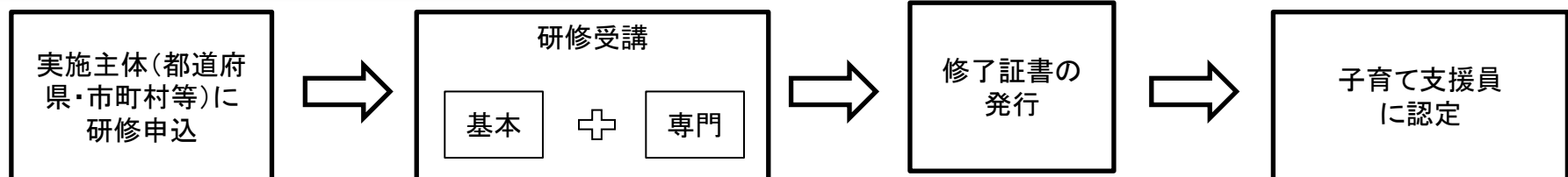
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修(基本・専門)の考え方と科目

【子育て支援員研修の考え方】

子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修を実施するものであり、対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。また、幅広い人材が本研修を受講することから、研修時間数について考慮するとともに、基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

【基本研修の考え方】

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

【社会的養護コースの考え方】

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)
社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)
					⑨施設等演習 (120分)

(3) 親子関係の再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要である。

③ 親子関係の再構築支援ワーキンググループ

- 以上のことを受けて、平成24年度から親子関係再構築支援ワーキンググループを立ち上げ、施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集を作成して、平成25年度は、施設による親子関係再構築支援のガイドラインを作成することとしている。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

作成：親子関係再構築支援ワーキンググループ委員（座長：大正大学人間学部臨床心理学科教授犬塚峰子）
児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。



構成：

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・情緒障害児短期治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。



活用：

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例について

※平成25年3月「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」より抜粋。詳細については、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf に掲載。

事例番号	施設種別	事例概要
事例1	児童養護施設	施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例
事例2	児童養護施設	反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例
事例3	児童養護施設	他の母子の姿(モデリング)を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例
事例4	児童養護施設	子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例
事例5	児童養護施設	児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例
事例6	児童養護施設	母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例
事例7	児童養護施設	家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例
事例8	児童養護施設	親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例
事例9	児童養護施設	児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例
事例10	乳児院	虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例
事例11	乳児院	虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例
事例12	乳児院	障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例

事例番号	施設種別	事例概要
事例13	乳児院	育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例
事例14	乳児院	両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例
事例15	乳児院	父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例
事例16	情緒障害児短期治療施設	母親からの心理的虐待で入所したA子(中3)が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例
事例17	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例
事例18	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例
事例19	児童自立支援施設	問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例
事例20	児童自立支援施設	16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例
事例21	母子生活支援施設	母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例
事例22	母子生活支援施設	養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例
事例23	母子生活支援施設	母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例
事例24	児童家庭支援センター	母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例
事例25	児童家庭支援センター	児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例
事例26	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

平成26年3月

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

【親子関係再構築支援ワーキンググループ委員】 犬塚峰子(座長・大正大学人間学部臨床心理学科教授)
山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)・松永忠(児童養護施設光の園)・塩田規子(児童養護施設救世軍世光寮)
軀川恒(かのや乳児院)・山元喜久江(広島乳児院)・平岡篤武(情緒障害児短期治療施設吉原林間学園)
相澤孝予(国立きぬ川学院)・川崎今日子(母子生活支援施設野菊荘)・藤井美憲(児童家庭支援センター愛泉こども
家庭センター)・鈴木浩之(神奈川県中央児童相談所)・菅野道英(滋賀県彦根子ども家庭相談センター)

(4) 自立支援の充実

① 自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→26年度：276,190円）
 - 平成27年度予算案で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22:153人→H23:182人→H24:263人→H25:231人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22:73か所→H26:118か所）

④ アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算案でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

1 8 歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで

（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査） 62

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
（参考）全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

② 高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
（参考）全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

身元保証人確保対策支援事業について（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（26年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1／2、都道府県 1／4、一般市及び福祉事務所設置町村 1／4

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成24年度の届出・通告受理件数は214件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は71件）
※平成23年度の届出・通告受理件数は193件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は46件
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～25年度)

○届出・通告者

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	児童本人	被措置児童 児童本人以外の	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明 (匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。
※届出・通告受理件数総数 21年度：214件 22年度：176件 23年度：193件 24年度：214件 25年度：288件

○事実確認の状況

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例				不要と判断 虐待では 事実確認 調査なく	その他の事例	合計
	たが虐 認待 めの ら事 れ実	なが虐 か認 つめの たら事 れ実	らの虐 な判 か断の つに事 た至実	小 計			
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]
25年度	87(6) [29.0]	185(5) [61.7]	21 [7.0]	294(11) [97.7]	3 [1.0]	4(1) [1.3]	300(12) [100.0]

※（ ）は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	児童相談所 (一時保護 委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

(参考)社会的養護関係施設数等推移

単位:か所(委託里親除く)
世帯(委託里親)

	乳児院	児童養護施設
21年度	123	578
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589
25年度	131	595

	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
21年度	33	58
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58
25年度	38	58

	委託里親	ファミリーホーム
21年度	2, 837	49
22年度	2, 971	113
23年度	3, 292	157
24年度	3, 487	184
25年度	3, 560	223

※1:家庭福祉課調べ(各年度10月1日現在(委託里親、ファミリーホーム除く))

※2:福祉行政報告例(各年度末現在(委託里親、ファミリーホーム))

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進(自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等)

虐待を受けた被措置児童等

届出
(相談)

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した者

通告

市町村、福祉事務所及び児童相談所(児童委員を経由する場合を含む)並びに都道府県児童福祉審議会

届出(相談)

入所児童から虐待を受けた旨の訴えを受けた施設職員等は速やかに自治体に連絡

通知

都道府県(担当部署)※

通告

届出・通告・他の機関からの通知の内容の検討
今後の対応方針について決定

児童相談所

虐待以外の場合
で関わりが必要
な場合

事実確認・訪問調査等・被措置児童等の状況や事実確認

被措置児童等の
見守り等必要な
支援

被措置児童等虐待が疑われる場合

報告
意見

ケース会議(事例対応チーム、専門家チーム等)

報告
意見

被措置児童等虐待の
安全確保が
必要な場合

被措置児童等虐待が認められる場合

一時保護

報告徴収・立入調査・改善勧告等の権限の行使

報告
意見

他の児童に対す
る支援が必要

施設運営等に関し改善が必要

虐待を受けた児童に対する支援同じ施設等にいる
他の被措置児童等に対する支援

施設運営改善のための取組の継続的な指導

連携
協力

都道府県児童福祉審議会

厚労省や自治体
が作成している
ガイドラインに基
づき適切に対応

5. 施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	従 来	現行 (24年度～)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1. 7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u> 小学生以上: <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> 小学生以上: <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>	昭和57年

6. 社会的養護の整備量の将来像

○日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
(a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
(b) 概ね3分の1が、グループホーム
(c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	本体施設	乳児院 児童養護	3,000人程度 11,000人程度 計 14,000人程度 (37%) ~ (32%)
	グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型	3,200人程度 9,000人程度 計 12,200人程度 (32%) ~ (28%)
グループホーム	家庭養護	里親 ファミリーホーム	7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度 計 12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)
家庭養護	児童数合計		38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

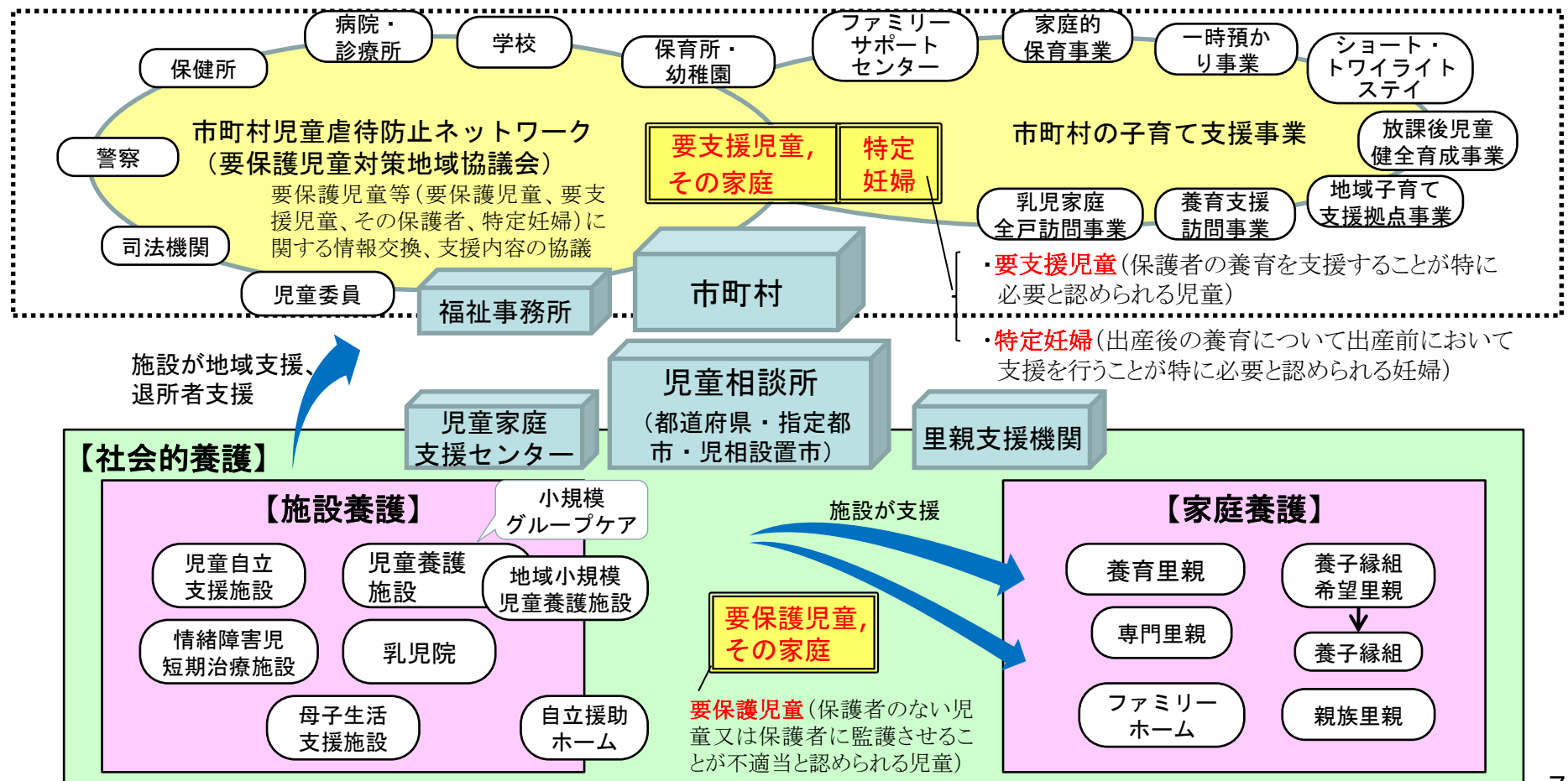
(人数は一定の条件での試算)

7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

○平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することになっている。

○同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施 を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）（抄）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（一）児童虐待防止対策の充実

（3）社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子と一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(二) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下（二）において同じ。）及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進する。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

（二）の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があり、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等をする事とならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

8. 社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護

子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日

政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

（1）改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、

2. 参加保障・包括的支援（全ての人に参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、

4. 安心に基づく活力）を踏まえ、

① 子ども・子育て支援、若者雇用対策

② 医療・介護等のサービス改革

③ 年金改革

④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

（2）個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実

・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

（3）社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

Ⅱ 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

Ⅰ 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

Ⅱ 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

Ⅲ 年金 ～0.6 兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」 の骨子について（平成25年8月21日閣議決定）（抄）

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

1. 少子化対策

- （1）急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置（待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。）等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策をすべての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

- ① 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

- （2）平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

三 その他

1. 財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抄） （平成25年法律第112号）

（少子化対策）

第三条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

- 一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- 二 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- 三 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。次条第七項第一号ロにおいて同じ。）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十三条の規定による国庫の負担
- 四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項		事 業 内 容	平成27年度 予算案	国分	地方分	(参考) 平成26年度 予算額
			(注1)			
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915
		社会的養護の充実	283	142	142	80
		育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904 392	602 277	301 115	544 353
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,051 236	483 531 118	241 520 118	— — 43
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298
	年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10
	合 計		13,620	6,786	6,833	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

子ども・子育て支援の充実

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

・ 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。

・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

・ 職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善（平均3%相当の改善）を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議
『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

⑨項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
⑩項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	⑨ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	⑩ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	⑩ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	⑩ 民間児童養護施設の職員給与等の改善 (保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省／文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

国

地方公共団体

子供の貧困対策会議
〔会長：内閣総理大臣〕

密接な連携

大綱案
の作成

関係者の意見を把握
(衆・厚労委 決議)

子供の貧困対策に関する大綱
〔閣議決定〕

勘案

都道府県子供の貧困対策計画
〔策定努力義務〕

大綱に掲げる事項

基本的な方針

子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援

生活支援

保護者への就労支援

経済的支援

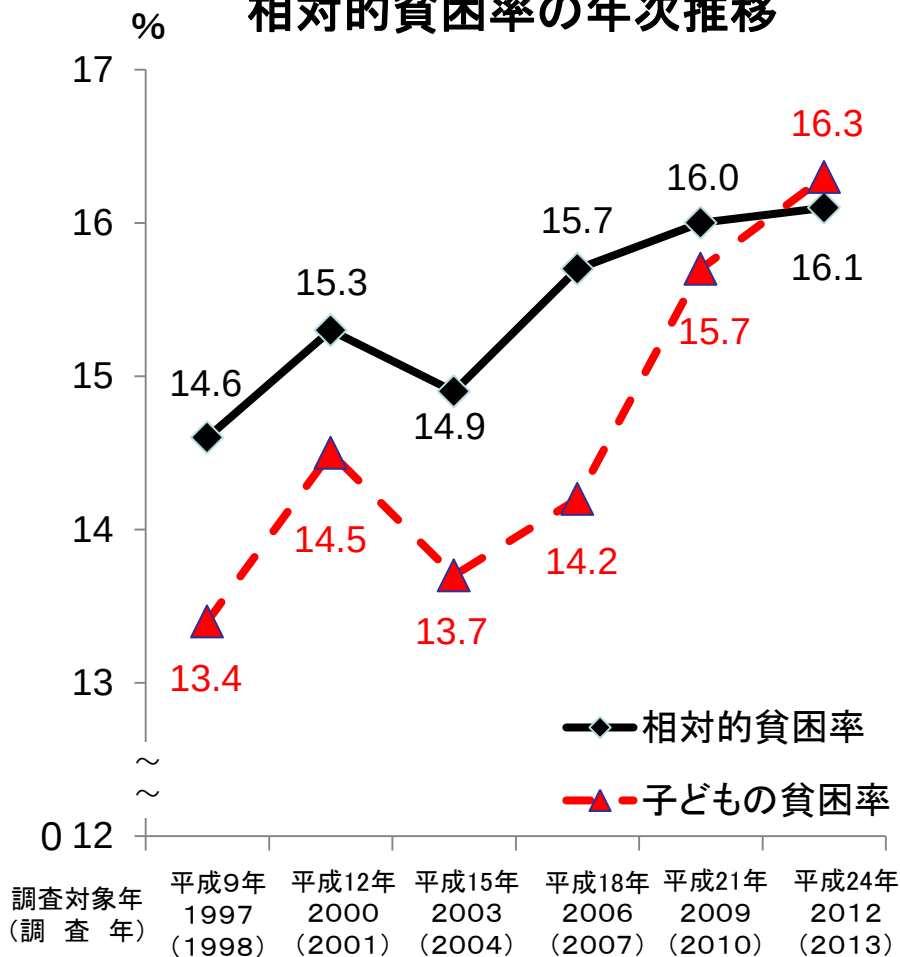
調査研究

子供の貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

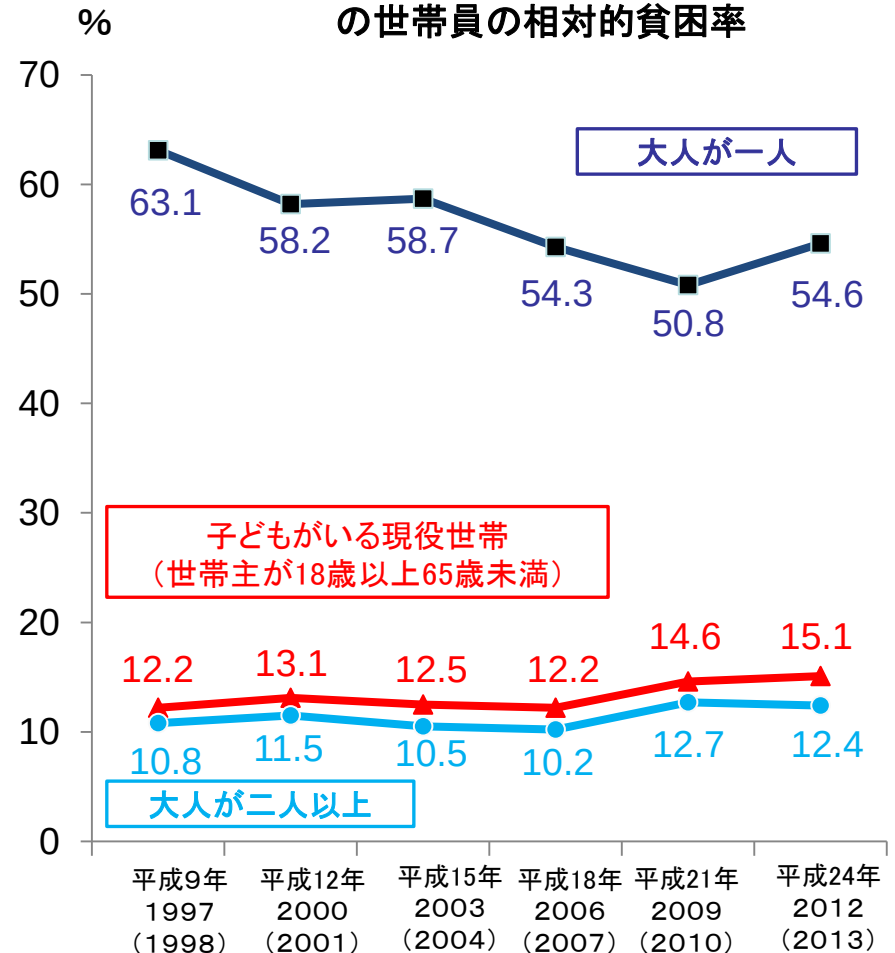
相対的貧困率の推移について

- 最新(2013年調査)の相対的貧困率は、全体で16.1%、子どもで16.3%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.6%

相対的貧困率の年次推移

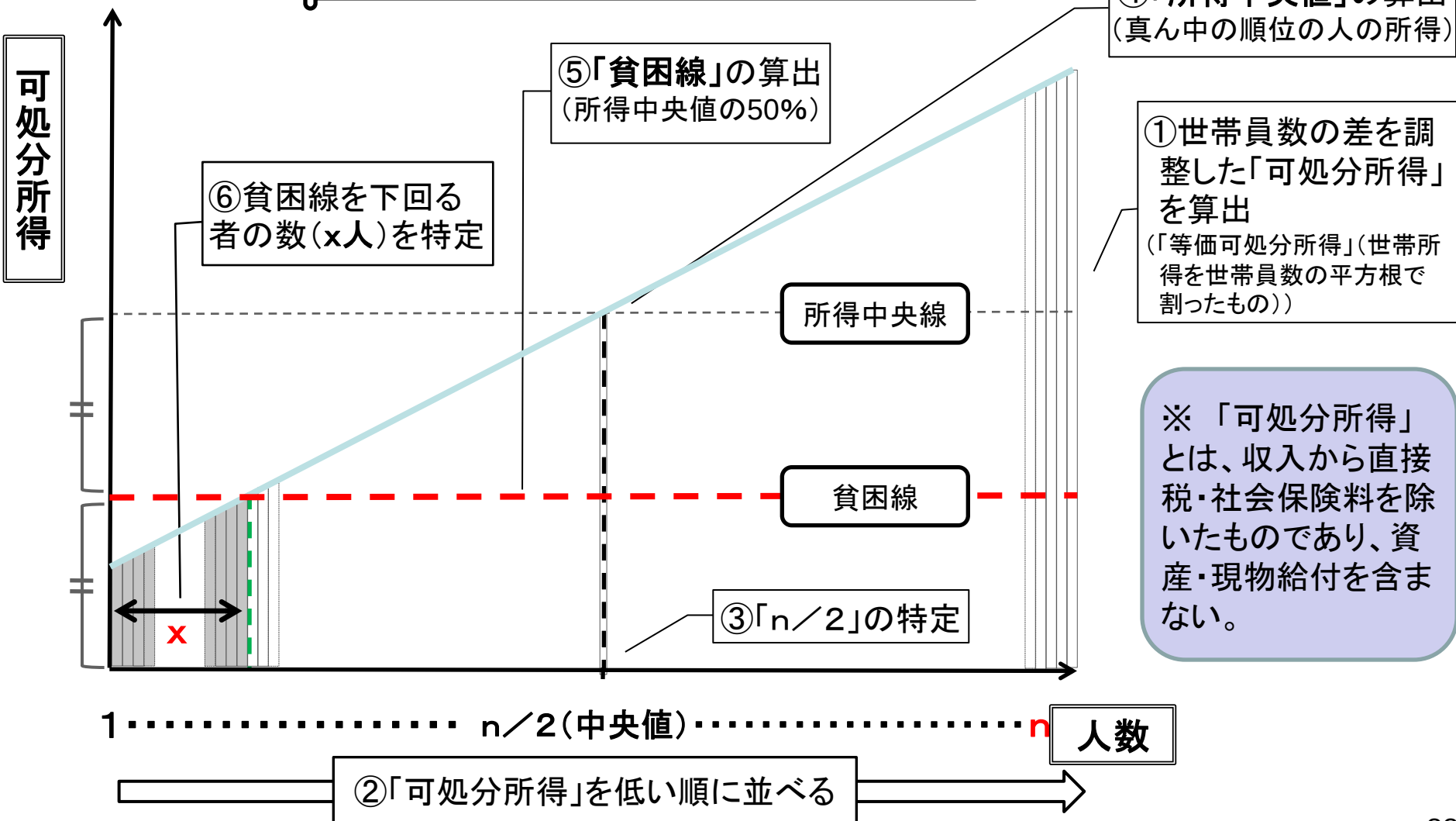


子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率
16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
／ 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援
／ 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

平成27年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の充実

1, 031億円 → 1, 180億円

〔 児童入所施設措置費等 : 1, 076億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 47億円
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など 〕

(1) 施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実（社会的養護関係）＞

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均＋3％相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。
また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童等への支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
- ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
（※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕94

個人寄附に係る税額控除の要件の見直し（所得税）

平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）

学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

（注1）上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

（注2）上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

（注3）上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。

○ 税額控除対象法人となるためには、次の（1）及び（2）の要件を満たす必要があり、（1）②の要件が緩和される。

【現行の要件】

（1）「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

（2）「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】（1）①及び（2）の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（**最低10人**）以上（※）
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

（※）例えば、A保育所（200人）、B保育所（200人）、児童養護施設（100人）を運営している法人は、10人（ $\frac{500}{5000} \times 100$ ）以上の寄附が必要。

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

別添1 施策の具体的内容

1. 重点課題(1)子育て支援施策を一層充実させる。③子育て

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員(スーパーバイザー)の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

別添2 施策に関する数値目標 社会的養護の充実

項 目		目 標	現 状	項 目	目 標	現 状
里親の 拡充	里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)
	専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)
	養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)
小規模グループケア		1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)